

令和6年(2024年)

10月から
(12月支給分から)

児童手当制度が 高校生年代まで拡充されます。

申請が必要な保護者の方 があります。ご注意ください

Q1. 誰がもらえるの?

0歳～高校生年代までの
児童を育てている方
(18歳到達後の最初の年度末まで)

Q2. いくらもらえるの?

手当月額

3歳未満

第一子・第二子 月 15,000円
第三子以降 月 30,000円

3歳～18歳

18歳到達後の
最初の年度末まで

第一子・第二子 月 10,000円
第三子以降 月 30,000円

所得制限

所得制限なし

※特例給付はなくなり、受給者全員が上記の支給額に。

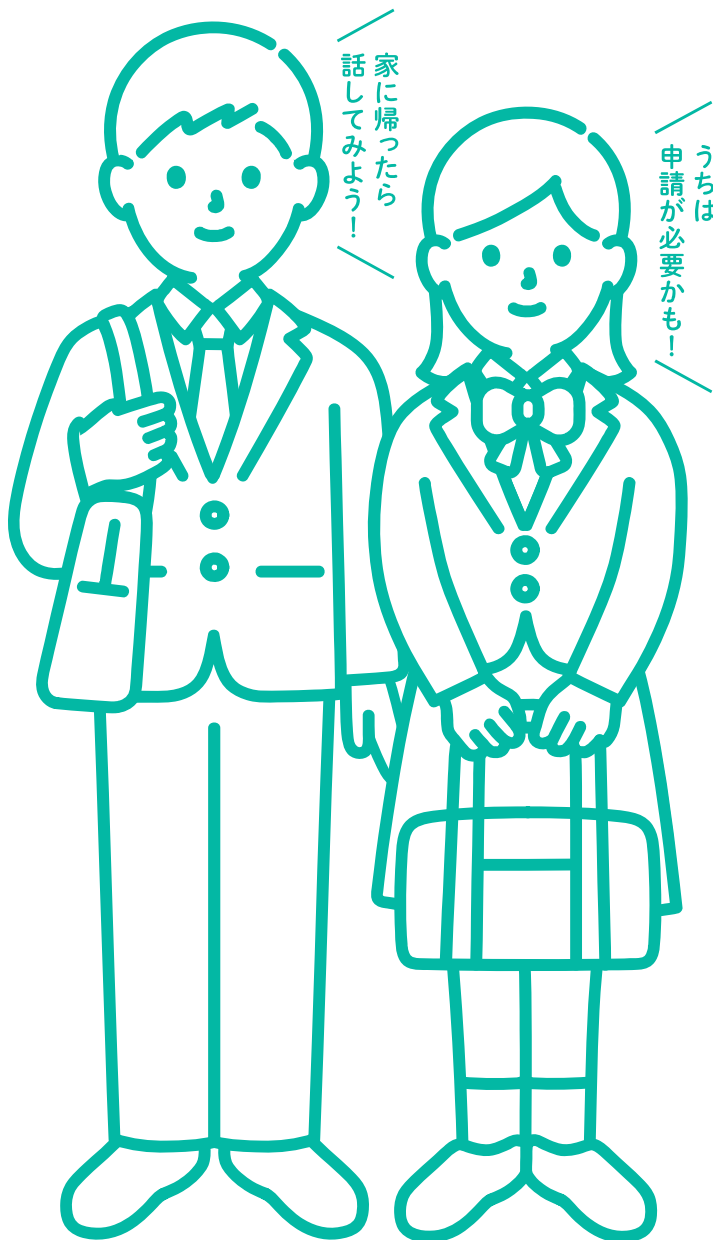
※第三子以降の算定対象は22歳到達後の最初の年度末まで。

Q3. いつもらえるの?

支給月

2月・4月・6月・8月・10月・12月 (年6回)

※各前月までの2か月分を支給



家に帰ったら
話してみよう!

うちは
申請が必要かも!



申請について

児童手当の申請は、保護者のうち令和5年(2023年)の所得が高い方が、お住まいの市区町村に申請してください。 ※保護者が公務員の方は勤務先に申請してください。

こどもまんなか

こども家庭庁

児童手当の申請など詳細についてはこちらをご参照ください

こども家庭庁 児童手当ウェブサイト

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/jidouateate/mottoouen>





令和6年
(2024年)

10月から
(12月支給分から)

児童手当制度が 変わります!



申請が必要な方がいます。
ご注意ください

1. 支給対象が拡大します

0歳~中学校修了までの子を
養育している方
(15歳到達後の最初の年度末まで)



0歳~**高校生年代**までの子を
養育している方
(18歳到達後の最初の年度末まで)

2. 所得制限が撤廃されます

所得制限

所得制限限度額、所得上限限度額あり

手当月額

3歳未満		月 15,000円
3歳~ 小学校修了まで	第一子・第二子	月 10,000円
	第三子以降	月 15,000円
中学生		月 10,000円

※児童を養育している方の所得が所得「制限」限度額以上、所得「上限」限度額未満の場合には、特例給付として月5,000円を支給。
※第三子以降の算定対象は18歳到達後の最初の年度末まで。



所得制限

所得制限なし

手当月額

3歳未満	第一子・第二子	月 15,000円
	第三子以降	月 30,000円
3歳~18歳 18歳到達後の 最初の年度末まで	第一子・第二子	月 10,000円
	第三子以降	月 30,000円

※特例給付はなくなり、受給者全員が上記の支給額に。
※第三子以降の算定対象は22歳到達後の最初の年度末まで。

3. 偶数月(年6回)に支給されます

支給月

2月・6月・10月 (年3回)

※各前月までの4か月分を支給



支給月

2月・4月・6月・8月・10月・12月 (年6回)

※各前月までの2か月分を支給



申請について

児童手当の申請は、お子様を養育している方が、お住まいの市区町村に申請してください。
※養育している方がご両親など複数名いる場合には、令和5年(2023年)の所得が高い方が申請してください。
※公務員の方は勤務先に申請してください。

こどもまんが

こども家庭庁

児童手当の申請など詳細についてはこちらをご参照ください

こども家庭庁 児童手当ウェブサイト

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/jidouteate/mottoouen>

